北九州市の財政(操出金) ~社会保険事業で増加~

■ はじめに

北九州市の財政をみると、操出金が増加しています。

操出金は、現市政の初年度である 07 年度には 342 億円でしたが、11 年目となる 17 年度には 443 億円となり、この間に 101 億円(増加率 29.6%)も増えています。歳出に占める割合も 6.9%から 8.0%に増えています。

なぜ、このように操出金が増加しているのでしょうか。 その内容と動向を整理します。

■ 多い、社会保険関係への操出金

北九州市の会計は、表2にみるように、普通会計と公 営事業会計、公営企業会計に分類することができます。

表1 歳出の費目別推移 ~増える繰出金~

単位:億円、%

		年 .	度		2007	2017	増 減	率	
義務		人	件	費	717	1,108	390	54.4	
鹶]	扶	助	費	821	1,342	521	63.5	
経費	公		債	費	717	681	△ 36	△ 5.0	
投	資	的	経	費	777	675	△ 102	△ 13.1	
物		件		費	485	540	55	11.3	
繰		出		金	342	443	101	29.6	
そ		の		他	1,076	731	△ 345	△ 32.1	
	Ê	ì	計		4,934	5,520	585	11.9	

資料) 総務省「決算カード」 注) 人件費は、県費負担教職員の給 与負担等の権限が、2017年度に指定都市に移譲されたことにより、 2016年度の644億円から2017年度1108億円へと増加している。

本レポートで対象とする操出金は、普通会計の中の一般会計から、公営事業会計と公営企業会計 (地方公営事業法・非適用)へ支出される経費です。

表2 北九州市の会計区分

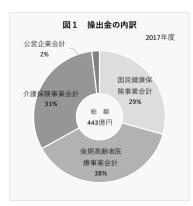
	普通会計(一般会計等)		公営事業会計	公営企業会計						
	自他女们(拟女们守)		五百世未云司	地	方公営事業法・非適用	地方	地方公営事業法・適用			
(1)	一般会計	(9)	国民健康保険特別会計	(14)	食肉センター特別会計	(23)	上水道事業会計			
(2)	土地区画整理特別会計	(10)	介護保険特別会計	(15)	卸売市場特別会計	(24)	工業用水事業会計			
(3)	土地区画整理事業清算特別会計	(11)	後期高齢者医療特別会計	(16)	渡船特別会計	(25)	交通事業会計			
(4)	公債費償還特別会計	(12)	駐車場特別会計	(17)	漁業集落排水特別会計	(26)	病院事業会計			
(5)	住宅新築資金等貸付特別会計	(13)	競輪、競艇特別会計	(18)	港湾整備特別会計	(27)	下水道事業会計			
(6)	土地取得特別会計			(19)	市民太陽光発電所特別会計					
(7)	母子父子寡婦福祉資金特別会計			(20)	産業用地整備特別会計					
(8)	臨海部産業用地貸付特別会計			(21)	空港関連用地整備特別会計					
				(22)	学術研究都市土地区画整理特別:	会計				

資料) 総務省「H29年度財政状況資料集」

一般会計から公営事業会計等への操出金をみると、図1のよう に、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険という社会保険関係 の事業会計への操出金が多くなっています。

2017 年度では、国民健康保険 130 億円(構成比 29%)、後期高齢者医療 167 億円(同 38%)、介護保険 138 億円(同 31%)となっており、この 3 者で全体の 98%を占めます。

一方、公営企業会計への操出金は8.2億円と少なく、全体の2%になっています。



資料) 「決算統計(27表) 公営企業(法非適)等に対する繰出し金等の状況」

表3で推移をみると、高齢者向け医療給付事業が 79.4 億円の増加で、増加額が大きくなっています。

高齢者向け医療給付事業は、高齢者に対する医療を安定的に行うことを目的に、国民健康保険と被用者保険の財政調整事業として83年に始まった制度です。当初の老人保健医療制度は08年3月に廃止。新たな高齢者医療制度として、後期高齢者医療制度が創設されて、操出額が大きく伸びています。

また、介護保険事業への操出金も、07 年度 94.6 億円から 17 年度 138 億円へと、この間に 43.4 億円増加しています。

表3 繰出金の内訳、その増減

(単位:億円、%)

	07年度	17年度	177 . 18	-
			増減	率
国民健康保険事業会計	146.5	129.7	△ 16.8	△ 11.5
高齢者向け医療給付事業会計	87.4	166.8	79.4	90.8
老人保健医療事業会計	87.4	0.0	△ 87.4	-
後期高齢者医療事業会計	0.0	166.8	166.8	-
介護保険事業会計	94.6	138.0	43.4	45.9
公 営 企 業 会 計	13.1	8.2	△ 4.9	△ 37.2
総計	341.6	442.7	101.1	29.6

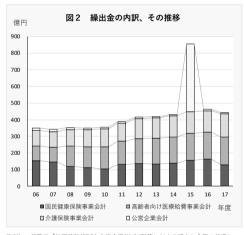
- 資料) 総務省「決算統計(27表) 公営企業(法非適)等に対する繰出し金等の状況」
- 注) 高齢者向け医療給付事業は、高齢者に対する医療を安定的に行うことを 目的に始まった制度。国民健康保険と被用者保険の財政調整事業として、 83年に老人保健医療制度が開始。この老人保健医療制度は08年3月に廃止. 新たな高齢者医療制度として、4月以降は後期高齢者医療制度が創設。

国民健康保険への操出金は、07年度146.5億円から08年度119.1億円へと、27.4億円も減少しました。これは、08年に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の被保険者が同制度に移り、国民保険の被保険者が減ったためです。しかし、11年度からは増加傾向に転じており、16年度には161.9億円に増加しました。17年度は129.7億円になっています。

以上から、操出金が増加したのは、社会保険事業への操出金が多くなったためといえます。

一方、公営企業会計の操出金をみると、15年度だけ410億円と突出しています。港湾整備特別

会計への操出金が増えたためです。



資料) 総務省「決算統計(27表)公営企業(法非適)等に対する繰出し金等の状況」

港湾整備特別会計は、市債で資金を借り入れ、埋め立てにより造成した分譲地を企業など売却、その収入で市債の償還を行っていました。しかし、地価下落により、分譲地の売却単価が原価割れし、埋立事業における負債が資産を上回ることになりました。このことから、特別会計だけでは市債を全額償還することができず、一般会計で第三セクター等改革推進債に借り換え、特別会計で借り入れている

市債を一括償還したものです。これまでの歴代市政による

開発優先の施策のツケともいえる操出金です。

表 4 国民健康保険事業会計への操出金

	項	目		内容	財源
		建基盤 9		保険税軽減の対象となる被保険者の保険税について、軽減相当額を一般会計から繰り入れるもの	県3/4、市1/4
	保 健 基 盤 安 定 中間所得者層の保険税負担の軽減を目的に、保険税軽減となる低所得者数に応じ、 (保 険 者 支 援 分) 一定割合を繰り入れるもの。2015年度より、国保の都道府県化をすすめるため金割		中間所得者層の保険税負担の軽減を目的に、保険税軽減となる低所得者数に応じ、平均保険税の 一定割合を繰り入れるもの。2015年度より、国保の都道府県化をすすめるため金額を拡充。	国1/2、県1/4、市1/4	
法 定	基之	単超過 1	掛 田	医療費の適正化等運営の安定化の措置を講じても、医療費の水準が一定の基準を超える場合に は、基準超過費用の2分の1の負担が課せられる。	国1/3、県1/3、市1/3
	職員	員 給 与 3	費等	国民健康保険事務に要する経費相当分について、一般会計から繰り入れるもの	地方交付税措置あり
	出産	育児一時	金等	出産育児一時金に係る費用の2/3を市負担分として、一般会計から繰り入れるもの	地方交付税措置あり
	財政安定化支援事業		≑事業	保険者の責めに帰さない事情(低所得者や高齢者が多い、病床数の過剰等)による保険税減収、 医療費増加に着目し、一般会計から繰り入れるもの	地方交付税措置あり
法定外	市	独自	分	市単独。2010年、国保料引き下げを求め直接請求運動。一般会計からの操出金の増加を求める。	市費

資料) 2010年「国保料1世帯平均3万円引き下げる」条例改正の直接請求署名運動の資料、埼玉県志木市の国保「用語の解説」

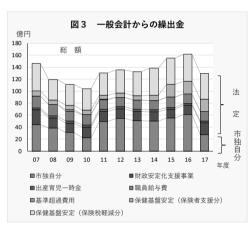
■ 国民健康保険事業への操出金

ここからは、国民健康保険事業への操出金をみてみます。国民健康保険は、憲法第 25 条が規定する「国民の生きる権利・生存権」を医療の分野で具体化した制度です。国民健康保険は社会保障制度であり、加入者が保険料を出し合い経済的に負担を軽減するという相互扶助ではありません。国民健康保険に係る財源手当ては、行政として責任を持って行うべきです。

一般会計からの国民健康保険事業への操出金は、表4に示している項目から構成されています。 大きく、法定と法定外に分かれます。法定は、市町村の義務として行わなければならないものです。 法定外は、歳入不足の解消や安定した国保運営を目的に、市が政策的に行うものです。

その推移を、図3・表5でみてみます。

- (1) 07年度から10年度にかけて、国民健康保険事業への操出金は逓減傾向にありました。
- (2) 10年度…国保料引き下げを求める直接請求署名運動 (有効署名数 10万 1028 筆)があり、市独自分(法定 外)は10年度22億円から、翌年度には50億円に増加しています。操出金総額も、10年度の104億円から11年度には131億円へと増加しています。
- (3) 15 年度…法定の保健基盤安定(保険者支援分)が前年度の8億円から21億円に増えています。これは18年度からの国保事業の都道府県化をひかえ、国が保険者支援制度の拡充を行ったものです。これにより、総額は14年度の138億円から15年度は156億円に増加しています。



資料) 厚生労働省「国民健康保険事業年報」

表5 国民健康保険事業会計への繰出金(その推移)

【総計】 (単位:億円)

		07年度	80	09	10	11	12	13	14	15	16	17
	保健基盤安定 (保険税軽減分)	46	34	35	36	37	39	40	45	44	45	43
	保健基盤安定(保険者支援分)	9	7	7	7	7	7	7	8	21	22	21
	基準 超過費用	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
法 定	職員給与費等	19	19	16	18	16	16	15	16	17	16	16
	出産育児一時金等	3	3	3	4	4	4	3	3	3	3	3
	財政安定化支援事業	25	17	16	18	17	16	16	15	15	15	19
	計	102	80	80	82	81	81	82	88	100	101	102
法定外	その他(市独自分)	44	39	31	22	50	55	51	50	55	61	28
	合 計	147	119	111	104	131	136	133	138	156	162	130
被	保険者数(人)	367,783	266,817	266,936	261,605	258,234	253,927	249,330	242,494	233,430	220,682	209,377

【被保険者1人当たり】 (単位:円)

		07年度	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17
	保健基盤安定 (保険税軽減分)	12,532	12,834	13,010	13,787	14,429	15,276	16,187	18,678	19,025	20,434	20,530
	保健基盤安定 (保険者支援分)	2,398	2,596	2,660	2,760	2,712	2,764	2,950	3,490	8,994	9,803	9,971
	基準 超過費用	0	0	1,055	0	43	0	0	0	0	0	0
法 定	職員給与費等	5,235	7,194	6,080	6,722	6,276	6,222	6,173	6,532	7,314	7,296	7,659
	出産育児一時金等	910	1,189	1,286	1,372	1,365	1,467	1,389	1,380	1,298	1,320	1,244
	財政安定化支援事業	6,695	6,347	5,975	6,778	6,537	6,105	6,241	6,298	6,266	6,988	9,238
	計	27,770	30,161	30,065	31,418	31,362	31,833	32,939	36,378	42,895	45,840	48,643
法定外	その他 (市独自分)	12,064	14,474	11,544	8,428	19,189	21,577	20,305	20,675	23,732	27,521	13,304
	合 計	39,833	44,635	41,609	39,846	50,551	53,410	53,244	57,053	66,627	73,362	61,946

資料) 厚生労働省「国民健康保険事業年報」

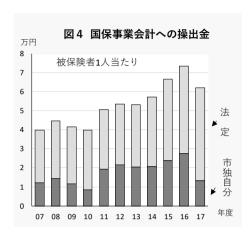
注)法定外の数値は、厚生労働省健康保険課長名・都道府県宛て通知「国民健康保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」を参照した。

(4) 17 年度…市独自分(法定外)が61 億円から21 億円へと大幅に減少しています。さらに、 18 年度予算では 11 億円に減額されています(H30 年 2 月議会・石田康高議員の質問より)。これ は、国保事業の都道府県化にともなう、国の方針によるものであり、操出総額は17年度には130億 円にまで減少しています。

被保険者1人当たりの操出金を、図4と表5でみてみま す。市独自分(法定外)は、直接請求署名運動があった翌年 度に 8,428 円から 19,189 円へと大幅に増加しています。そ の後も徐々に増加し、16年度には27,521円となりました。 しかし、17年度には13,304円に減少しています。

法定による操出金は、14年度の36.378円から15年度に 42,895 円に増加し、17 年度も 48,643 円になっています。

総額は11年度から増加傾向にあり、16年度には73,362円 になりましたが、17年度には61,946円へと減少しています。



資料) 厚生労働省「国民健康保険事業年報」

■ 国民健康保険事業会計の状況

次に、国民健康保険事業会計の決算をみてみます。表6では、一般会計からの繰入金など、歳入・ 歳出の主要費目について、被保険者1人当たりに換算した数値を、特掲しています。

後期高齢者医療制度が創設された08年度を起点とし、16年度と比較してみます。

歳出のうち、国民健康保険より支給される保険給付費は、医療費等が増え、08 年度の 290,618 円 から 16 年度には 349,444 円に増加、この間に 58,826 円(増加率 20.2%)増加しています。

これを受けて、歳入の各項目とも増加しています。①国庫支出金は 104,404 円から 133,423 円へ と、29.018円(同 27.8%)増加しています。②県支出金も 16.811円から 25.160円へと、29.018円 (同 49.7%) 増加。 ③一般会計からの繰入金は、44,635 円から 73,362 円へと、28,728 円(同 64.4%) 増えています。このうち、市独自分(法定外)は 14,474 円から 27,521 円へと、13,048 円増加して います。この間の増加率は90.1%と、各費目の中で最も大きくなっています。

④被保険者が納める保険税(料)は、08年度の71,009円から16年度には80.379円に増加し、 この間の増加額は9,370円(同13.2%)になっています。

続いて、17年度をみてみます。 一般会計からの繰入金・市独自分 (法定外)が 27,521 円から 13,304 円に減少、前年度より 14,218 円も少なくなっていま す。一方、被保険者が納める保険 税(料)が80,902円になり、前 年度より523円増加しています。

国保事業の都道府県化にとな い、相互扶助の様相が強まること が懸念される内容です。

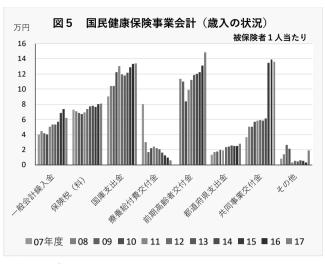
表 6 国民健康保険事業会計(事業勘定)決算の状況

【被保険者1人当たり】

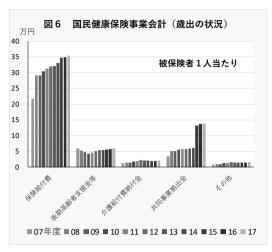
(単位:円、%)

			00/= =	1055			17/5	
			08年度	16年度	増減	率	17年度	16-17
歳	;	圧	419,096	577,969	158,873	37.9	586,507	8,538
	う	ち保険給付費	290,618	349,444	58,826	20.2	353,531	4,087
歳	,	入	444,618	594,993	150,375	33.8	614,703	19,710
	う	ち国庫支出金	104,404	133,423	29,018	27.8	134,246	824
	う	ち県支出金	16,811	25,160	8,349	49.7	27,682	2,522
	うち	5一般会計繰入金	44,635	73,362	28,727	64.4	61,946	△ 11,416
		法 定	30,161	45,840	15,679	52.0	48,643	2,802
		市独自分	14,474	27,521	13,048	90.1	13,304	△ 14,218
	うす	ち保険税(料)	71,009	80,379	9,370	13.2	80,902	523

資料)総務省「決算統計(52表) 国民健康保険事業会計(事業勘定)決算の状況| 厚生労働省 「国民健康保険事業年報」 注)歳入・歳出とも主要費目を掲載している。



資料)総務省「決算統計(52表)国民健康保険事業会計(事業勘定)決算の状況」



資料) 「決算統計 (52表) 国民健康保険事業会計 (事業勘定) 決算の状況。 注) 後期高齢者支援金等には老人保健拠出金を含む。

■ おわりに

北九州市の財政をみると、社会保険関係の事業会計への操出金が増えています。国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険などへの操出です。この中の国民健康保険では、強い市民要望により、市独自の操出金が増えていました。しかし、この市独自の操出金が、17年度に減少に転じています。国保事業の都道府県化にともない、国の方針により減少したものです。社会保障制度に係る財源手当ては、行政として責任を持って行うべきです。国保事業の都道府県化が進むなかで、市民の命と暮らしを守るという観点から、同事業への操出金の動向等に、留意することが求められます。

表7 国民健康保険事業会計(事業勘定) 歳入の状況

【総額】 (単位:億円)

	07年度	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17
一般会計繰入金	147	119	111	104	131	136	133	138	159	162	130
保険税(料)	268	189	183	176	179	187	193	189	178	177	169
国 庫 支 出 金	333	279	279	321	338	303	295	295	302	294	281
療養給付費交付金	296	79	45	57	62	57	52	39	29	21	13
前期高齢者交付金	0	304	293	219	256	285	296	292	286	289	311
県 支 出 金	48	45	46	52	49	60	59	63	58	56	58
共同事業交付金	133	133	134	148	151	150	146	148	315	308	285
そ の 他	30	38	71	55	8	12	11	14	12	6	40
合 計	1,254	1,186	1,162	1,132	1,173	1,190	1,184	1,177	1,338	1,313	1,287
被保険者数(人)	367,783	266,817	266,936	261,605	258,234	253,927	249,330	242,494	233,430	220,682	209,377

【被保険者1人当たり】 (単位:円)

	07年度	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17
一般会計繰入金	39,833	44,635	41,609	39,846	50,551	53,410	53,244	57,053	68,328	73,362	61,946
保険税(料)	72,762	71,009	68,716	67,237	69,417	73,677	77,226	77,936	76,444	80,379	80,902
国庫支出金	90,417	104,404	104,531	122,526	130,718	119,166	118,210	121,563	129,208	133,423	134,246
療養給付費交付金	80,405	29,664	16,868	21,608	24,100	22,252	20,773	16,208	12,469	9,411	6,239
前期高齢者交付金	0	113,976	109,738	83,798	99,302	112,342	118,780	120,327	122,309	131,031	148,449
県 支 出 金	13,126	16,811	17,233	19,844	18,907	23,754	23,795	25,806	24,645	25,160	27,682
共同事業交付金	36,151	49,978	50,038	56,697	58,299	59,265	58,409	60,935	134,799	139,438	136,205
そ の 他	8,266	14,141	26,455	21,136	2,929	4,858	4,529	5,687	5,059	2,790	19,033
合 計	340,960	444,618	435,188	432,692	454,224	468,723	474,966	485,515	573,261	594,993	614,703

資料)総務省「決算統計(52表) 国民健康保険事業会計(事業勘定)決算の状況